



歩道活用オープンカフェ まちカフェ Q&A



- Q 1** 歩道に物を出すための条件はありますか。
A 歩道の安全、清掃などに配慮し、誰でも使える物であれば出せます。
具体的には、歩道の通行幅を確保する、路面や出した物をきちんと清掃する、壊れにくい物を出す、時間外は片付けるなどが条件となります。
- Q 2** 何を歩道に出せますか。
A 出せるものは次のとおりです。
食事施設、購買施設、テーブル、イス、フェンス、パラソル
広告施設：看板、パンフレットストッカー、旗ざお、幕
※安全対策のため、旗ざおを1～2本貸出しますのでご利用ください。
- Q 3** 届出をした以外に、歩道に出せるものはありますか。
A 小物類は出してもよいです。道路に飛散しないようご配慮ください。
テーブルクロス、パンフレット、食器などは、散らばらないように注意して出すことができます。
- Q 4** 出したテーブルとイスはお店専用で使ってよいですか。
A 誰でも使えるようにしてください。
誰もが自由に使える席として開放してください。
仮に飲食物を提供する店舗が専用の席とした場合、食品営業許可の範囲に含まれます。
- Q 5** 出す場所は自由に決められますか。
A 担当者が伺いますので、ご相談ください。
自分のお店の前の歩道が出せる場所です。
歩行者、自転車の通路を確保するため、現地で市の担当者が説明します。
- Q 6** テーブルやイスは借りられますか。
A 今年度は、無料で貸し出しています。
数に限りがありますので、早めに出店申込みをお願いします。
- Q 7** 店舗内にテーブルやイスを片付ける場所がありません。
A 片付けられる範囲で出店してください。
出店時間外は、路上に物品を出さないでください。
場合によっては、まちカフェ全体が中止になってしまいます。
- Q 8** 募集箇所に店がありませんが、出店できますか。
A 募集箇所にお店がある方とご相談ください。
すぐ出店したい方は、前年度の出店者と一緒に出店をご検討くださると幸いです。
また、指定した日時に、場所の貸出することも可能ですのでご相談ください。
- Q 9** ホームページに書いてある日時以外でも出店できますか。
A 警察、道路管理者から許認可が得られないため、出店できません。
ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

Q&Aの内容、制度など詳しい内容のお問い合わせ先

長岡市商店街連合会 TEL: 32-7002

長岡市中心市街地整備室 TEL: 39-2807

ご意見、ご要望などがありましたら、お気軽にご連絡ください。